

令和元年度計画の実績及び評価

(独) 農業者年金基金の業務実績等評価について

独立行政法人評価制度について

1. 中期目標の設定等

独立行政法人（以下「独法」という。）の達成すべき業務目標として、主務大臣が3～5年の中期目標を定め、当該目標の達成に向け、各独法自ら策定した中期計画及び年度計画に基づき、計画的に業務を遂行。

【独立行政法人通則法第29条～第31条】

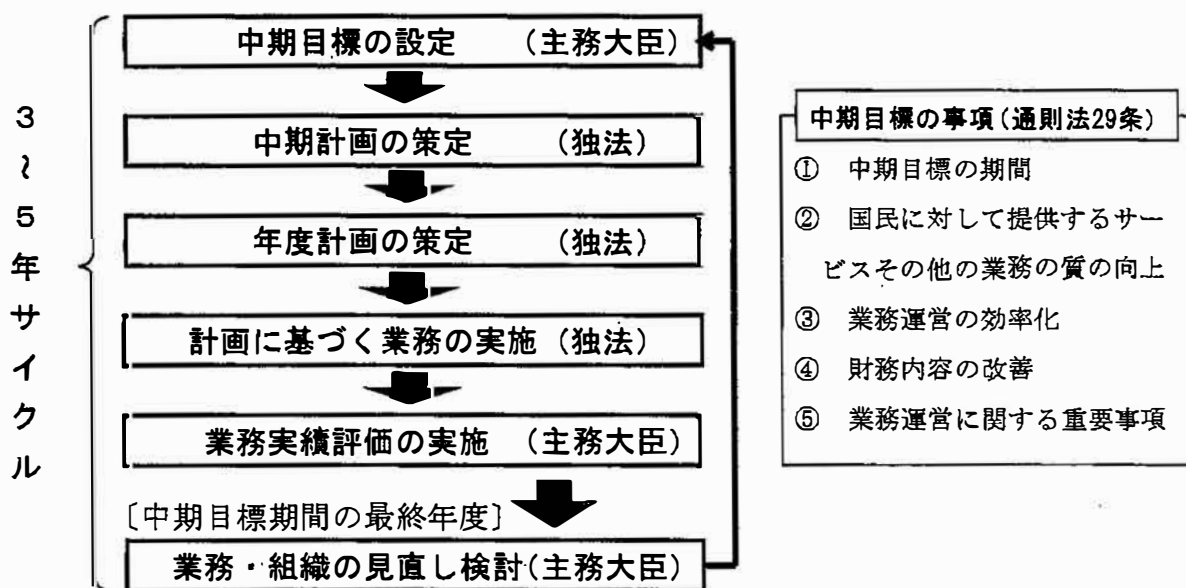
2. 独法の業務実績評価の実施

独法の業務実績の評価や見直しは、主務大臣が下表のとおり実施。

【独立行政法人通則法第32条、第35条】

実施時期	評価
毎年度	前年度の評価
中期目標期間の最終年度	前年度の評価＋中期目標期間全体の見込評価 法人の業務・組織全般の見直しの検討
中期目標期間の最終年度の翌年度	前年度の評価＋中期目標期間全体の評価

○ 独立行政法人評価制度のフロー



3. 独法の評価の単位及び評価区分

評価は、評価単位（中期目標を定めた項目）に合わせて行う項目別評価と、項目別評価を基礎とし独法全体を評価する総合評価によって行われる。

項目別評価の評価区分は以下のとおり。

<評価区分>「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日総務大臣決定）

- ・ 原則として、S、A、B、C、Dの5段階
- ・ 「B」を標準とする。

S：法人の活動により、中期計画（中期目標期間評価の場合は中期目標。以下同じ。）における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては120%以上とする）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

※業務の実績に係る評価書及び中期目標期間に見込まれる業務の実績に係る評価書は基金ホームページに掲載

【<https://www.nounen.go.jp/soshiki/>】

令和元年度 業務実績評価(自己評価)について

中期計画(中期目標)	基金自己評価			自己評価の概要
	総合評価	(B)		
	大項目	中項目	小項目	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(B)			
1. 農業者年金事業		(B)		
○ (1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務			b	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内の処理割合が目標の97%に対して、99.72%となった。 不整合者が占める割合が目標の0.7%以下となった。 振替不能者及び過大納付保険料が発生した者に対して、適切に対応した。
○ (2) 年金等の給付業務			b	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内の処理割合が目標の98%に対して、99.22%となった。 年金受給漏れの防止のため、勸奨状等の送付を適切に行った。 現況届や国年突合により、受給資格のある者への適切な年金給付に努めた。
(3) 情報システム管理業務			b	<ul style="list-style-type: none"> 記録管理システムの改修を計画的に行い、利便性の向上に取り組んだ。 元号改正に適切に対応した。
2. 年金資産の安全かつ効率的な運用		(B)		
○ (1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用			b	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づき、安全かつ効率的に運用を行った。
(2) 資金運用委員会等によるモニタリング			b	<ul style="list-style-type: none"> 資金運用委員会において、運用状況等の分析・評価を行った。 経営管理会議において、モニタリングと資産の構成割合の確認を行った。
(3) 政策アセットミックスの検証・見直し			b	<ul style="list-style-type: none"> 資金運用委員会で政策アセットミックスを検証し、微調整に向けて所要の手続きを行った。
(4) 運用の透明性の確保			b	<ul style="list-style-type: none"> 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表した。
(5) スチュワードシップ活動の実施			b	<ul style="list-style-type: none"> スチュワードシップ活動を方針に基づいて実施し、活動状況や議決権の行使の結果をホームページで公表した。
3. 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実		(B)		
○ (1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大			b	<ul style="list-style-type: none"> 20歳～39歳の基幹的農業従事者に対する同年齢層の被保険者割合が、目標の22%の対して、21.8% (△0.2ポイント) となり、c評価相当であるものの、台風や新型コロナウイルス感染症等の外的要因が影響したことを勘案し、b評価とした。

(2) 女性農業者の加入の拡大		a	<ul style="list-style-type: none"> 女性の基幹的農業従事者に対する被保険者割合が、目標の12.5%に対して、12.7% (+0.2ポイント) となるとともに、毎年度の増加割合目標の1.6ポイントに対して、2.2ポイント (+0.6ポイント) となり、数値の達成度合が120%以上となった。
(3) 加入推進活動の実施		a	<ul style="list-style-type: none"> 業務受託機関に対し、取組方針の徹底を図った。 加入推進用のロゴマークやサウンドロゴ、ターゲットランキング等を作成するなど、新たな加入推進の取組を行った。 重点県等における新規加入者実績が対前年度比126%となった。
(4) 加入推進活動の効果検証		b	<ul style="list-style-type: none"> 新規加入者アンケート等を行い、その結果分析を加入推進の取組に活用した。
(5) ホームページ等による情報の提供		b	<ul style="list-style-type: none"> チラシやリーフレット等を作成・配布するとともに、加入者等の声や対談記事等をホームページに掲載するなど、農業者や業務受託機関に情報の提供を行った。
II. 業務運営の効率化に関する事項	(B)		
1. 業務改善の推進		(B)	<ul style="list-style-type: none"> メンバーを利用した業務改善の検討、制度改正に係るシステム改修等の改善点の検討・洗い出し等を行った。
2. 電子化の推進		(B)	
(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進		b	<ul style="list-style-type: none"> 担当者会議や研修会等において、システムの利用促進に取り組んだ結果、システムを利用した届出等の作成割合が昨年度実績を上回った。
(2) マイナンバーによる情報連携		b	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーによる税情報等との情報連携を適切に行った。
3. 運営経費の抑制		(B)	
(1) 一般管理費及び事務費の削減		b	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は、目標の対前年度比△3%に対して、△4.5% (達成度合が120%以上) となった。 事業費は、目標の対前年度比△1%に対して、△1.1%となった。
(2) 給与水準の適正化		b	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の給与改定の状況を踏まえた給与規程等の見直しを行った。 役員報酬と職員給与水準の妥当性の検証結果をホームページで公表した。
4. 調達の合理化		(B)	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき、競争参加者増加のための取組を行い、随意契約件数等が目標の範囲内となった。
5. 組織体制の整備等		(B)	
(1) 組織体制の整備		b	<ul style="list-style-type: none"> 必要な組織体制と人員配置の見直しを行った。
(2) 働き方改革の推進		b	<ul style="list-style-type: none"> 超過勤務の縮減、ワークライフバランスの改善に向けた規程等の改正や職員の人材育成に取り組んだ。

III. 財務内容の改善に関する事項	(B)	(B)	
(1)業務の効率化を反映した予算の策定と遵守			b ・平成31年度計画(予算)を策定し、当該予算による運営を行った。
(2)決算情報・セグメント情報の開示			b ・決算においてセグメント情報を整理し、速やかにホームページで公表する予定である。
(3)業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施			b ・収益単位の業務ごとに予算の当初配分と再配分を行った。
(4)貸付金債権等の適切な管理等			b ・貸付金債権等の管理・回収を適切に行った。
(5)長期借入金の適切な実施			a ・金利低下が一段と進み、市中金融機関の応札が消極化する中、借入期間の調整等により、借入利率が事実上最も低い0.000%となった。
IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	(B)	(B)	再掲(Ⅱ-3-(1)に同じ)
V. 短期借入金の限度額	—		
1. 2億円			— ・借入実績なし
2. 702億円			— ・借入実績なし
VI. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	(B)		
1. 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)		(B)	
(1)方針			b ・新任者研修等により人材育成を図った。 ・業務量に応じた適正な人員配置を行った。
(2)人事に関する指標			b ・常勤職員数は目標の74人であった。
2. 積立金の処分に関する事項		(B)	・前中期目標期間から繰り越した積立金について、本中期目標期間中に旧年金給付費等の一部に充当する予定である。
3. 内部統制の充実・強化		(B)	
○ (1)経営管理会議による内部統制の充実・強化			b ・基金役職員の行動指針を役職員に周知した。 ・経営管理会議において、年度計画の進捗状況等のモニタリングを行った。
○ (2)コンプライアンスの推進			b ・コンプライアンス委員会を開催し、取組状況を報告した。 ・コンプライアンス研修(セクハラ・パワハラ、リーダーシップ)を実施した。 ・令和2年度コンプライアンス推進計画をホームページで公表した。

○	(3)リスク管理の徹底			b	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理行動計画に沿って、リスク管理委員会を開催した。 ・経営管理会議において、リスク管理の状況についてのモニタリングを行った。
○	(4)内部監査			b	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査規程に基づき、平成31年度内部監査計画を策定し、その計画に沿って内部監査を適切に実施した。
4. 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底			(B)		
○	(1)情報セキュリティ対策の推進			b	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ監査等の指摘を踏まえ、情報セキュリティポリシー等の一部改正を行った。 ・情報セキュリティインシデント対応訓練を実施し、その結果等を情報セキュリティ委員会において確認等を行った。
○	(2)個人情報保護対策の推進			b	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理委員会を開催し、不適切なアクセスの監視状況等についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。 ・特定個人情報保護評価書の点検等を行った。
○	(3)研修等の実施			b	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する研修等を実施した。
5. 情報公開の推進			(B)		<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づき、適切な情報公開を行った。
6. 業務運営能力の向上等			(B)		
	(1)研修の充実			b	<ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画を策定し、計画的に基金職員の能力向上を図った。 ・都道府県段階の業務受託機関に対して、新任者研修会等を実施した。
	(2)委託業務の質の向上			b	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度考査指導実施計画に基づき、定例考査指導を計画的・効率的に実施した。
項目別評価の基準				総合評定の基準	
S : 4点 (120%以上で顕著な成果がある)				S : 4点 (130%以上で顕著な成果がある)	
A : 3点 (120%以上)				A : 3点 (130%以上)	
B : 2点 (100%以上120%未満)				B : 2点 (80%以上130%未満)	
C : 1点 (80%以上100%未満)				C : 1点 (50%以上80%未満)	
D : 0点 (80%未満)				D : 0点 (50%未満であり要抜本改善)	
※1 重要度を「高」と設定している項目については、各項目の左横に「○」を付す。					
※2 難易度を「高」と設定している項目については、各項目に下線を引く。					
※3 自己評価を「a」としている項目については、各項目欄を黄色塗り。					